

## 長野市指定給水装置工事事業者処分事務処理要綱

### (趣旨)

**第1条** この要綱は、水道法（昭和32年法律第117号。以下「法」という。）第25条の11第1項及び長野市指定給水装置工事事業者規程（平成10年長野市公営企業管理規程第2号）第8条の規程により、長野市指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）に対して、指定の取消し又は指定の停止（以下「処分」という。）をしようとする場合について必要な事項を定めるものとする。

### (処分基準)

**第2条** 前条の処分は、別表の処分基準に定めるところによるものとする。

### (報告)

**第3条** 営業課長は、指定工事事業者が法第25条の11第1項の規定に該当すると認めるときは、報告書を作成し、上下水道局長に提出するものとする。

2 営業課長は、前項の報告を行うにあたって、当該関係者から顛末書の提出を求めることができる。

### (長野市指定給水装置工事事業者審査委員会の開催)

**第4条** 上下水道局長は、前条の報告を受けたときは、直ちに長野市指定給水装置工事事業者審査委員会規程（平成10年長野市公営企業管理規程第3号）に規定する長野市指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「委員会」という。）を開催するものとする。

### (処分原案等の決定)

**第5条** 委員会は、処分が相当と認めるときは、処分原案を決定するものとする。

2 委員会において、処分するまでに至らないと決定した場合、上下水道局長は文書により注意をするなど当該指定工事事業者に対する指導を行うものとする。

### (事前手続き)

**第6条** 上下水道局長は、委員会で決定された処分原案に基づき、行政手続法（平成5年法律第88号）に従い、次の各号に定める手続きを行うものとする。

- (1) 指定の取消しの場合 聴聞
- (2) 指定の停止の場合 弁明の機会の付与

2 前項第1号の手続きは、長野市上下水道局聴聞規程（平成7年長野市水道局管理規程第6号）によるものとする。

### (処分原案の再検討)

**第7条** 前条の聴聞又は弁明の結果、新たな事実が判明したことにより処分の内

## (長野市指定給水装置工事事業者処分事務処理要綱)

---

容を再検討する必要があると認めた場合、上下水道局長は委員会を開催するものとする。

### (処分の決定)

**第8条** 長野市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、第6条の手続きによる主宰者の意見又は前条に規定する委員会の検討結果等を考慮し、処分を決定するものとする。

### (処分の通知等)

**第9条** 営業課長は、決定された処分について、処分を受ける指定工事業者に速やかに通知するとともに、長野市指定給水装置工事事業者規程第9条第1項の規定により公示するものとする。

### (補則)

**第10条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日）から

附 則（平成20年4月1日）まで略

### 附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

## 別表 (第2条関係)

## 指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準

違反項目	根拠条文	関係法令条文	違反内容	処分内容
指定要件違反	水道法 第25条の11 第1項第1号	水道法 第25条の3 第1項第1号 第1項第2号 第1項第3号イ 第1項第3号ロ 第1項第3号ハ 第1項第3号ニ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。</li> <li>2. 厚生労働省令で定める機械器具を有しなくなったとき。</li> <li>3. 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者の宣告を受けたとき。</li> <li>4. 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。</li> <li>5. 指定を取消され、その取消の日から2年を経過しない者であることが判明したとき。</li> <li>6. 業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。</li> <li>②道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。</li> <li>③施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。</li> <li>④施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。</li> <li>⑤研修機会の確保をしなかったとき。</li> <li>⑥文書注意に従わないとき。</li> <li>⑦文書警告に従わないとき。</li> <li>⑧その他の違反行為（主として管理者の承認を受けずに工事を施行したとき又は工事完成後管理者の検査を受けなかったとき。）</li> </ol> </li> </ol>	<p>指定取消し</p> <p>指定取消し</p> <p>指定取消し</p> <p>指定取消し</p> <p>指定取消し</p> <p>指定取消し又は 指定停止6月以下</p> <p>指定停止6月以下</p> <p>指定停止3月以下</p> <p>指定停止6月以下</p> <p>文書注意</p> <p>文書警告</p> <p>指定停止3月以下</p> <p>指定停止6月以下</p>
給水装置工事主任技術者選任等義務違反	第25条の11 第1項第2号	水道法 第25条の4 第2項 第1項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。</li> <li>2. 給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。</li> </ol>	<p>指定取消し</p> <p>指定停止3月以下</p>
届出義務違反	第25条の11 第1項第3号	水道法 第25条の7	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業所の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。</li> <li>2. 休止届、廃止届、再開届を届出しないとき又は虚偽の届出をしたとき</li> </ol>	<p>指定取消し</p> <p>指定取消し</p>

(長野市指定給水装置工事事業者処分事務処理要綱)

違反項目	根拠条文	関係法令条文	違反内容	処分内容
事業の運営基準違反	第25条の11 第1項第4号	水道法 第25条の8 施行規則第36条 第1号 第2号  第3号  第5号イ  第5号ロ  第6号	<ol style="list-style-type: none"> <li>給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。</li> <li>配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に該当工事に従事する他の者を実施に監督させないとき。</li> <li>管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。</li> <li>水道法施行令第5条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。</li> <li>給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。</li> <li>指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき。又は、当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。</li> </ol>	<p>指定停止1月以下</p> <p>指定停止6月以下</p> <p>指定停止6月以下</p> <p>指定停止3月以下</p> <p>指定停止3月以下</p>
工事施行に関する義務違反	第25条の11 第1項第5号  第1項第6号  第1項第7号	水道法 第25条の9  第25条の10	<ol style="list-style-type: none"> <li>給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせないとき。</li> <li>給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。</li> <li>施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。</li> </ol>	<p>指定停止3月以下</p> <p>指定停止3月以下</p> <p>指定停止6月以下</p>
不正申請	第25条の11 第1項第8号		<ol style="list-style-type: none"> <li>不正の手段により指定業者として指定を受けたとき。</li> </ol>	指定取消し